

## 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年4月7日(火)
2. 時 間 午前10時25分～午後0時05分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境  
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部  
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間  
消防署消防管理課長
5. 事務局 広報課 河村課長、人事課 晝間参事兼課長  
危機管理課 半田課長、佐藤主幹  
中村健康福祉センター所長  
地域保健課 根本主幹、正木主査  
健康管理課 須田課長、吉田主幹

### 6. 議事概要

#### (1) 緊急事態宣言について

- ・資料1により緊急事態宣言について報道されている内容から説明を行う。
- ・緊急事態宣言で指定される地域は埼玉のほかに、東京、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡で、期間は1か月程度が想定される。
- ・緊急事態宣言で可能となる知事が行う措置は、要請及び指示が可能となる。また、臨時医療施設の土地、建物の強制使用なども可能となる。
- ・緊急事態宣言により想定される課題等については、入間市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って対応することを原則し、行動計画の不足する部分については各部各課で洗い出し対応をお願いする。

#### (2) 各部各課の対応について

今後、発出される国の緊急事態宣言、また、宣言を受けての県の対応方針を踏まえ内容が変更されることもあり得るが、次のとおり対応する。

##### \*休止事業、施設について

- ・資料2の施設等の休止期間をイベント等の中止、延期期間にあわせて5月6日までに統一する。
- ・運動公園等の屋外体育施設についても5月6日まで休止とする。
- ・青少年活動センターの会議室、キャンプ場についても5月6日まで貸出中止とする。
- ・勤労福祉センターの貸出施設についても5月6日まで休止とする。
- ・老人憩いの家についても5月6日まで使用休止とする。

- ・市内の公園の使用上の規制を近隣市の状況を踏まえ検討を行う。
- ・各施設の館庭についても公園に歩調をあわせていく。

\*小中学校について

- ・4月8日から5月6日まで臨時休業とし、4月8日に予定していた入学式及び始業式は延期する。
- ・低学年の学校での受入れについては、県の対応方針と確認した上で検討する。

\*学童保育室、保育所について

- ・市民生活を維持するための職業（警察、消防、医療関係者等）、ひとり親家庭、要保護児童などに限り受け入れる。その他、家庭での保育が困難な場合は受け入れる。また、利用を控えていただく家庭の利用料は日割りで返還する方針で対応する。

\*その他

- ・健康福祉センターの検診について再開をしたが5月6日まで休止とする。
- ・保育所園児の健診について時期は未定だが延期して実施する。
- ・狂犬病の予防注射について6月30日までの間で集団接種を予定していたが、個人接種に切替えて実施する。
- ・生活保護世帯への家庭訪問について、現状は電話による確認としている。

(3) その他

\*コールセンターについて

- ・コールセンターは一義的な相談窓口であり、詳細な相談については関係各課にて対応する。
- ・各課から想定される課題等を集約し、FAQとして取り扱う。
- ・コールセンターは本日7日の夜から設置する。

\*国内及び県内の感染者数について（4月5日現在）

- ・国内感染者数3,569人、うち県内感染者数186人（内訳：資料3のとおり）
- ・消防署の感染防止策としては、感染リスクを減らすため仮眠室の分散や食堂を使用する時間帯のずらすなどの対策を行っている。